

平成 28 年 10 月 4 日

総務省 情報流通行政局

ヤマト運輸株式会社

国際スピード郵便（EMS）に対する質問について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度以下国際スピード郵便（以下 EMS）の取扱いにつきまして回答を頂きたいと思えます。

1. 質問内容

- (1) 2015 年 6 月 22 日グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会第 1 回アセアン・豪州部会での日本郵便株式会社の発表資料では、中国への通販商品の輸送に多数の EMS が利用されていると記載されており、一部メディアでも同様の報道がなされている。これを裏付けるように EMS の 2015 年度の取扱個数は前年比 36.6% と伸長しているが、これは中国などの国外への通販商品の輸送の利用が増加しているためか。また、EMS については商業貨物と個人利用の貨物のどちらの利用が多いのか。
- (2) 2016 年 6 月 1 日より、EMS 及びクール EMS の料金が値上げされたが、なぜ取扱量が大幅に増えているにもかかわらず値上げが必要なのか。また、今後、取扱量が増加するたびに料金は値上げされるのか。
- (3) 関税・外国為替等審議会 関税分科会(平成 25 年 11 月 29 日開催)では、「国際郵便物は社会悪物品等の密輸手段としての利用の拡大が懸念されている」などとして、国際郵便についての問題認識が提示されているが、内容物が 20 万円以下の EMS において簡易な通関手続きを維持することは、これを利用した禁制品や危険ドラッグ、模倣品などの社会悪物品等の輸出入のリスクを助長することにつながりかねないのではないか。
- (4) かつて郵政民営化に伴い、国内の郵便小包がユニバーサルサービスの対象から除外されたのと同様、既に多くの民間事業者が EMS と同等の「国際小口輸送サービス」を提供し、全国集配ネットワークをおおむね完成している現状の下では、民間事業者とのイコールフットイングを確保すべく、EMS をユニバーサルサービスの対象から除外するべきであると考えますが、いかがか。

上記の質問に関するご回答を平成 28 年 10 月 11 日（火）迄に

書面にてご回答下さい。

何卒、宜しくお願い致します。

敬具